

重要

商品券取扱の前に必ず内容をご確認ください

「伊勢のお店応援商品券」

発行事業実施要項



取扱店

伊勢のお店
応援商品券

共通券(1,000円券)
中小規模店専用券(500円券)
ともにご利用できます。

**伊勢のお店
応援商品券**

利用期間 令和7年 7月28日(月)～12月26日(金)

伊勢商工会議所・伊勢小俣町商工会

令和7年8月1日

1 事業の目的

プレミアム付商品券の発行により家計を支援するとともに、地域における消費を喚起し、市内経済の活性化を図る。

2 商品券の概要

- ・ 名 称 伊勢のお店応援商品券
- ・ 発 行 者 伊勢商工会議所
- ・ 協 力 者 伊勢小俣町商工会
- ・ 発行総額 5 億 2,000 万円（うちプレミアム分 30%：1 億 2,000 万円）
- ・ 販売総額 4 億円
- ・ 発行内容 紙 商 品 券：1 セット（共通券 1,000 円券×2 枚、中小規模店専用券 500 円券×9 枚 計 6,500 円分の商品券）5,000 円で販売する。
電子商品券：1 セット（共通券 2,000 円分、中小規模店専用券 4,500 円分 計 6,500 円分の商品券）5,000 円で販売する。
 - (1) 共通券は大型店を含むすべての取扱店で利用可能とする。
 - (2) 中小規模店とは大型店以外の店舗とする。
 - (3) 大型店とは、売場面積が 1,000 m²を超える店舗又は中小企業基本法第 2 条で定める中小企業者以外(大企業)が営む店舗と定義する。なお、市内に 1 店舗でも 1,000 m²を超える店舗がある場合や大企業が実質的に経営に参画している(※みなし大企業)と認められる事業者が営む店舗はすべて大型店扱いとする。
※みなし大企業とは
次のいずれかに該当する場合とする。
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している。
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している。
 - (4) 判断し難い場合は申込内容など総合的に検討し、決定する。
- ・ 発行部数 80,000 セット（紙商品券 50,000 セット、電子商品券 30,000 セット）

3 商品券の申込期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）～6 月 30 日（月）必着

4 商品券の販売期間

〔紙商品券の場合〕 令和 7 年 7 月 28 日(月)～8 月 29 日(金)
〔電子商品券の場合〕 令和 7 年 7 月下旬～8 月 29 日(金) ※購入通知が届き次第、購入可能

5 商品券の利用期間

令和 7 年 7 月 28 日(月)～12 月 26 日（金）

6 商品券の申込方法

[紙商品券の場合]

はがき又は WEB サイトから申し込み

はがきの場合は必要事項を記入し、伊勢商工会議所「伊勢のお店応援商品券」事務局へ送付する。

[電子商品券の場合]

スマートフォンアプリ LINE から申し込み

- ・申込可能数 紙商品券または電子商品券のいずれか一方のみ 1 人あたり 3 セットまで申込可能とする。

7 商品券の販売方法

[紙商品券の場合]

市内各郵便局(23 局)にて、引換用はがき(購入引換券)・代金と引き換えにて販売

※購入引換券に記載されたセット数のみ、購入可能とする。

※販売期間を過ぎた場合、購入引換券は無効とする。

[電子商品券の場合]

「クレジットカード支払い」または「コンビニ支払い」のいずれかの支払い方法を選択し、購入。

※支払い完了後、電子商品券が付与される。

※コンビニ支払いは「ファミリーマート」、「ローソン」、「ミニストップ」で利用可能となる。

※販売期間を過ぎた場合、購入はできなくなる。

8 商品券の制限事項

商品券の制限事項は次のとおりとする。

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。

商品券の現金化、及び転売はできない。

- (2) 紙商品券に限り、額面に利用が満たない場合でも、つり銭は支払わない。

- (3) 購入した商品券の払い戻しには応じない。

- (4) 利用期間を過ぎた商品券は利用できない。

- (5) 商品券の盗難・紛失又は偽造・模造に対し、発行者及び協力者はその責を負わない。

9 商品券の利用対象とならないもの

商品券の利用対象とならないものは、次のとおりとする。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い。(税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金)

- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。

- (3) 土地及び家屋の購入代金。

- (4) 事業者間決済。

- (5) たばこ。(たばこ事業法第 36 条第 1 項において、小売定価以外による販売が禁止さ

れている)

- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (7) 通信販売の代金及びゆうパック等の送料の支払い。
- (8) 車検費用の内、自動車重量税、検査登録印紙代。
- (9) 車購入費の内、自動車税、自動車重量税、環境性能割、印紙代等。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項第4号、同項第5号及び同条第5項に該当する店舗への支払い。
- (11) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用。
- (12) その他、発行者が指定するもの。

10 取扱店の参加資格及び登録等について

(1) 参加資格

伊勢市内において小売業、飲食業、サービス業その他の業種を営み地域振興に貢献する事業者とし、以下に該当する事業者を除いたもので、**紙商品券及び電子商品券のいずれも取扱うことのできる**事業者とする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項第4号、同項第5号及び同条第5項に該当する事業者。
- ② 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- ③ 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

※ 照会を行う場合がある。

- ④ 「9 商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者。

(2) 中小規模店と大型店の取り扱い

「2 商品券の概要 ・発行内容(1)～(4)」に記載のとおりとする。

(3) 登録方法

- ① 本事業に賛同し取扱店として登録を希望する事業者は、取扱店登録申込フォームから必要事項を入力し、申込する。または、「伊勢のお店応援商品券取扱店登録申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、右記申込書の提出先に FAX または郵送・持参にて申込する。

②登録条件

7月28日(月)までに換金用の口座を開設していること。

③申請期間

申請を受け付ける期間は、令和7年4月7日(月)から 随時とする。

5月12日(月)までの申請店は、6月2日(月)の予約申込新聞折込チラシに店名を記載する。

7月11日(金)までの申請店は、7月28日(月)から市内各郵便局に設置する店舗一覧チラシに店名を記載する。

④申込書の提出先

a) WEB の場合

下記の取扱店登録申込フォームから申込

URL : <https://logoform.jp/form/EzfD/940587>



b) FAX の場合

伊勢商工会議所

FAX0596-23-1151 (電話 0596-65-5181)

c) 郵送及び持参の場合

伊勢商工会議所 「伊勢のお店応援商品券」事務局

〒516-0037 伊勢市岩渕1丁目7番17号

電話 0596-65-5181

(4) 啓発品の提供

発行者は利用者の利便性と取扱店の判別を図るため、以下の啓発品を取扱店へ提供する。

① 取扱店ステッカー ②タペストリー ③QRコード ④換金マニュアル

(5) 登録審査・選定

①WEB登録、FAX・郵送・持参申込の登録入力内容について事務局が審査を行う。

②審査の結果、登録不可の場合のみ事務局よりメールまたはFAXで通知する。

③事務局から登録入力内容、記載内容の根拠となる資料等の提示を求める場合がある。

11 商品券の換金手続きについて

(1)換金手続き

【紙商品券の場合】

①専用アプリで商品券に印字されているQRコードを読み取り、事務局へ換金データを送信する。

スマートフォンを所持していないなどの理由でQRコードによる読み取りが困難な店舗については、事務局に商品券を持参いただくことで、事務局が取扱店に代わってQRコードの読み取り処理を行う。

②換金手続きは、令和7年7月28日(月)から令和8年1月15日(木)とする。

なお、最終の受付日(令和8年1月15日(木))を過ぎると換金できないので、期日は厳守すること。

③換金処理した商品券は必ず令和8年1月31日(土)まで自店舗で保管すること。

【電子商品券の場合】

電子商品券は換金手続きの作業等はない。

(2)入金について

(1)の紙商品券の読み取りデータ及び電子商品券の決済データに基づき、下記(3)換金申込期間及び入金日に定める日に、伊勢商工会議所商品券事務局からゆうちょ Biz ダイレクトにより取扱店指定口座へ入金する。

(3)換金申込期間及び入金日

換金申込期間	入金日（取扱店への支払日）
令和7年 7月28日（月）～31日（木）	令和7年 8月 7日（木）
8月 1日（金）～15日（金）	22日（金）
16日（土）～31日（日）	9月 5日（金）
9月 1日（月）～15日（月）	22日（月）
16日（火）～30日（火）	10月 7日（火）
10月 1日（水）～15日（水）	22日（水）
16日（木）～31日（金）	11月 7日（金）
11月 1日（土）～15日（土）	21日（金）
16日（日）～30日（日）	12月 5日（金）
12月 1日（月）～15日（月）	22日（月）
16日（火）～31日（水）	令和8年 1月 7日（水）
令和8年 1月 1日（木）～15日（木）	22日（木）

12 取扱店の責務、登録取消について

(1)取扱店の責務

商品券取扱店は下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①商品券利用の制限事項以外の取引において、商品券の受け取りを拒まないこと。
- ②制限事項に反した商品券の取り扱いを行わないこと。
- ③受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないこと。
- ④取扱店を営む事業者が自ら購入した商品券を直接換金しないこと。
- ⑤商品券の取扱については、現金と同様の扱いをすること。「セール対象外」などの取扱を行わないこと。
- ⑥事業者間決済には使用しないこと。
- ⑦取扱店であることが明確になるよう、発行者が配布する取扱店表示等を利用者が判断できる場所に掲示すること。
- ⑧商品券を受け取る際に、前回までの商品券又は偽造されたものでないかを必ず確認すること。
- ⑨利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。
- ⑩その他、発行者がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

(2)商品券取扱店の登録取消

発行者は、商品券取扱店の提出する取扱店登録申込書兼誓約書に虚偽の記載があると認められた場合、また、上記の責務を遵守しないと認められた場合には、当該商品券取扱店の登録を取り消し、公表するものとする。これらにより損害金が発生した場合及び不正換金した場合には、発行者は当該取扱店に対し当該額を請求するものとする。

紙商品券の取扱方法

1 取扱方法

(1) お客様が商品券を切り離して持ち歩き可としています。



2 注意事項

(1) 偽造防止について

- ・通し番号が記載されており、同じ番号のものはありません。

※ 偽造が疑われる商品券があった場合は、伊勢商工会議所商品券事務局までご連絡ください。

(2) 汚損、破損した紙商品券について

- ・汚損、破損の著しい紙商品券は、換金をお断りする場合がございます。

※ 汚損、破損の著しい紙商品券については伊勢商工会議所商品券事務局にご相談ください。

参考：次の条件をすべて満たしていれば利用できるものとする。

- ①通し番号が確認できること。
 - ②券面の3分の2以上が残っていること。
 - ③QRコードの読み取りができること
- (3)利用期間は、令和7年7月28日（月）から12月26日（金）までです。
利用期間外は、ご使用できません。
- (4)商品の販売やサービスの提供等なしに、購入した商品券を換金することはできません。

3 紙商品券の保管について

- (1)紙商品券については、換金受付期間中に必ず換金処理を完了させてください。
- (2)(1)により換金処理が完了した商品券は必ず令和8年1月31日（土）まで保管してください。
- ※QRコードは読み取り履歴が残ります。仮に、QR読み取り処理済の商品券を他店で利用した場合、1つの商品券が複数の店舗で読み取られ、「不正疑い」という警告が出ます。その際は、「紙の実券を持っている方を正しいもの」と判断しますので、(2)のとおり必ず店舗で保管してください。不正と判断された取扱店にすでに入金している場合は、その金額を返金していただきます。また、取扱店の登録取消を行う場合があります。

4 紙商品券の処分について

「3 紙商品券の保管について」により、保管が完了した商品券は、以下の方法で処分してください。

- (1)「トイレの紙さまプロジェクト」に参加のうえ、伊勢市ごみ減量課（伊勢市西豊浜町654番地）へ持参

※ごみ減量課の「トイレの"紙さま"プロジェクト」により無償で引き取りが可能です。
※持ち込んでいただいた紙商品券はトイレトーパーヘリサイクルされ市内小学校等に寄贈されます。詳細はホームページをご覧ください。

URL：<https://www.city.ise.mie.jp/kurashi/gomi/keikaku/1013309.html>



- (2)【(1)が困難な取扱店】伊勢商工会議所または伊勢小俣町商工会へ持参or郵送
※集まった商品券は伊勢商工会議所及び伊勢小俣町商工会がまとめて(1)へ搬送し、リサイクルへと繋がります。
- (3)【(1)(2)が困難な取扱店】事業系一般廃棄物として一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼

【注意事項】

- ・ 事業で生じるごみは「家庭ごみ」として捨てることはできません。
- ・ 紙ごみ再利用の観点からなるべく(1)(2)の処理にご協力ください。

紙商品券の換金方法

換金方法（取扱方法の詳細は別紙）

(1) 換金専用アプリをダウンロードします。

Android	iOS
	

※ 前回使用された青色の換金専用アプリはご利用いただけません。

前回ご参加いただいた取扱店様は、前回使用アプリをアンインストールして下さい。

(2) 専用アプリに貴社に割り当てられたQRコードを読み取り、ログインします。

(3) 専用アプリで商品券の右肩に印刷されているQRコードを読み取ります。

※ 一度に最大1,000枚まで読み取りが可能

(4) 事務局に申請している銀行口座に以下の日程で、伊勢商工会議所より「ゆうちょBizダイレクト」によって振り込まれます。

(5) QRコード読み取りによる換金は、**必ず令和8年1月15日（木）まで**にお願いします。

※詳しい日程は「11 商品券の換金手続きについて (3)換金申込期間及び入金日」に記載

※入金が入金予定日中に入金されますので、朝一番には入金されていない場合があります。

【QRコードによる換金対応が困難な取扱店様】

- ・上記換金受付期間中に、**伊勢商工会議所3階 商品券事務局**（平日10時～15時30分）に使用済み商品券をご持参ください。
- ・混雑を避けるため、商品券の持参日時は必ず事前に事務局に連絡し予約してください。
- ・商品券が100枚以上ある場合は100枚毎に輪ゴム等でまとめた上で提出してください。
- ・窓口が混雑している場合はしばらくお待ちいただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ・汚損・破損が著しい紙商品券は、受付けない場合がありますので、一度事務局までご相談ください。

※ 換金方法について動画を見る

<https://www.youtube.com/watch?v=3OWSHqmUcSk>



QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。